

平安女学院大学における公的研究費不正防止計画

平安女学院大学において公的研究費の適切な運営・管理を行うために「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨や内容を踏まえ、以下の通り公的研究費の不正防止計画を定める。

不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	
<ul style="list-style-type: none"> ・責任体制の周知について 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者、統括管理責任者などについて HP において学内外に周知している。 ・教員への個別説明を強化する。特に新任教員や新規に公的研究費を採択した者については周知徹底を図り意識の向上を図る。
2. 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用ルールの認識について 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会を実施し、必要に応じて個別説明を実施し、ルールと使用実態が乖離しないようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不正防止に係る意識について 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス教育の実施による意識向上を図っていく。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・不正を発生させる要因の把握ができているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な内部監査や、日頃の業務について、分析を行う。 ・他の機関における不正情報を収集し本学における対策をとる。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	
<ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況を把握できているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末に執行が集中しないように定期的に教員に執行状況を伝達し、研究計画について確認する。
<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者の雇用管理ができているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室にて出勤簿の管理を行う。 ・雇用の前に所定の申請書を提出することを義務づけている。
<ul style="list-style-type: none"> ・出張実態の把握、旅費の管理について 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張伺の事前提出と出張目的の事前確認。 ・出張後に報告書の提出及び出張や宿泊の事実を証明する書類の提出を求めている。 ・必要に応じて宿泊先などへの照会を行う。
5. 情報発信・共有化の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知について 	<ul style="list-style-type: none"> ・HP にも相談窓口を掲載しているが、新任教員等に周知を徹底する。
6. モニタリングの在り方	
<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査担当部署による抜き打ち監査を実施する。